

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

番号	検査項目	省略可否	基本 検査 頻度	水質基準値	実施検査頻度						設 定 理 由	検 査 月																
					基本 頻度	1日	1月	3月	1年	3年		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計				
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																		
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																		
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																		
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /	◎				自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、基本回数とする。	○			○									○			4		
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。																		
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○									○			4		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /			◎		過去5年間で基準値の1/5を超過していないため、基本回数とする。				○												1		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。																		
基13	ホウ素及びその化合物	×	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /	◎				自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、検査回数を増とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																		
基16	ジス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																		
基17	ジクロロメタン	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																		
基18	テトラクロロエチン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																		
基19	トリクロロエチン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																		
基20	ベンゼン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																		
基21	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○					○				4		
基22	クロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○					○				4		
基23	クロホルム	×	1回 / 3月	0.06																								

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度					設 定 理 由	検査月																
					基本頻度	1日	1月	3月	1年		3年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計			
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。						○										1	
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。																
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。					○										1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。		○				○					○						4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。					○											1	
基13	ホウ素及びその化合物	×	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /		◎			自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、検査回数を増とする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基15	1,4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基17	ジクロロタン	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基18	テトラクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基19	トリクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基20	ベンゼン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基21	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○				○					○					4	
基22	クロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○				○					○					4	
基23	クロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○				○					○					4	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○				○					○					4	
基25	ジブromクロメタン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○				○					○					4	
基26	臭素酸	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○				○					○					4	
基27	総トリハロメタン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○				○					○					4	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○				○					○					4	
基29	ブromジクロメタン	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○				○					○					4	
基30	ブromホルム	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○				○					○					4	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○				○					○					4	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基34	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基35	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基37	マンガン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基38	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。						○									1		
基40	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していないため、検査回数を減とする。						○									1		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基42	ジェオシン	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基43	2-メチルイソボルネオール	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基44	非イオン界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。																
基45	フェノール類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。																
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
基47	pH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
基48	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
基49	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
基50	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
基51	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。																	
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。																	
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。																	
管31	PFOS及びPFOA			50 ng/L以下	1回 /				◎	令和8年度から水質基準項目への格上げを見越し、年1回検査をする。						○										1	
計											3	10	12	5	25												

(水質検査計画における実施頻度の決定)

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度					設 定 理 由	検査月													
					基本頻度	1	1	3	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
						日	月	月	年															年
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml 以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○			○	○	○	○	○	○	12			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L 以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。														
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			4				
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基15	1,4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.04 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基17	ジクロロメタン	○	1回 / 3月	0.02 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基18	テトラクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基19	トリクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基20	ベンゼン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /				◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基21	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L 以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			4				
基22	クロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L 以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			4				
基23	クロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L 以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			4				
基24	ジクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L 以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			4				
基25	ジブromクロロメタン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L 以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			4				
基26	臭素酸	×	1回 / 3月																					

(水質検査計画における実施頻度の決定)

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度					設 定 理 由	検査月												
					基本頻度	1日	1月	3月	1年		3年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml 以下	1回 /	◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /	◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L 以下	1回 /			◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。														
基9	亜硝酸態窒素	○	1回 / 3月	0.04 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○		○		○			4			
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基15	1,4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.04 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基17	ジクロロメタン	○	1回 / 3月	0.02 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基18	トリクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基19	トリクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基20	ベンゼン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /			◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。														
基21	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L 以下	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○		○		○			4			
基22	クロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L 以下	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○		○		○			4			
基23	クロロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L 以下	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○		○		○			4			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L 以下	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○		○		○			4			
基25	ジブromクロロメタン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L 以下	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○		○		○			4			
基26	臭素酸	×	1回 / 3月	0.01 mg/L 以下	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。</														

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]